

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	住友金属鉱山株式会社		コード	5713
提出日	2020/5/25	異動(予定)日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2020年6月26日開催予定の定時株主総会終結の時をもって、独立役員である社外取締役泰松齊氏および社外監査役近藤純一氏が退任し、同定時株主総会において選任される社外取締役木下学氏および社外監査役吉田互氏を独立役員として指定するため。			
☑ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	中野和久	社外取締役	○											△				
2	石井妙子	社外取締役	○														○	
3	木下学	社外取締役	○											△				新任
4	山田雄一	社外監査役	○								●			△				
5	吉田互	社外監査役	○														○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	中野和久氏は、当社の取引先である出光興産株式会社の相談役を2017年6月末まで務めておりました。2020年3月期において、当社は同社との間で不動産の賃貸借等に関する取引がありますが、当社の同社に対する売上高は4百万円であり、当社(単体)の売上高に占める割合は0.0%です。また、当社は同社との間で当社の換業資材等の購入に関する取引がありますが、当社の同社に対する支払額は1,456百万円です。	中野和久氏は、出光興産株式会社にて代表取締役社長等の職責を担い、会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を生かし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて適切な経営の監督を行っており、コーポレートガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただいております。また、社外取締役として選任していただき、社外取締役としての業務を適切に遂行していただいております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたします。
2		石井妙子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しており、特にコンプライアンスの観点から提言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただいております。また、社外取締役として選任していただき、社外取締役としての業務を適切に遂行していただいております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたします。
3	木下学氏は、現在、当社の取引先である日本電気株式会社のシニアオフィサーを務めており、また、執行役員副社長を2018年3月末まで務めておりました。2020年3月期において、当社の同社に対する売上高は181百万円です。また、当社は同社との間で設備・ソフト仕入れおよび保守・リース料等に関する取引がありますが、当社の同社に対する支払額は17百万円であり、同社(単体)の売上高に占める割合は0.0%です。	木下学氏は、木下学氏は、日本電気株式会社にて執行役員副社長等の職責を担い、会社経営およびデジタルビジネスに関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を生かし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため経営の監督を行い、コーポレートガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたします。
4	山田雄一氏は、当社との間で監査契約を締結しているあずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 代表社員を2016年6月末まで務めておりました。2020年3月期の当社の同監査法人に対する報酬等の支払額は181百万円です。また、山田雄一氏は、当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行の使用者の三親等以内の親族ですが、当該使用者は非管理職かつ業務上当社との接点がないこと、また、同氏はその生計を別に行っていることなどから、当社は、山田雄一氏の独立性に影響はないと判断しております。	山田雄一氏は、監査法人における長年の監査の経験と会計に関する豊富な知識を背景に、特に関税専門家の見地から意見や指摘をいただき、監査機能を発揮していただいております。また、社外監査役に選任していただき、社外監査役としての業務を適切に遂行していただいております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたします。
5		吉田互氏は、吉田互氏は、金融機関における豊富な経験と会社経営に関する知見を有しております。この経験および知見に基づき、社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたします。

4. 補足説明

当社が定める独立性基準は以下のとおり。

社外取締役および社外監査役(以下、総称して「社外役員」といいます。)の独立性の判断にあたっては、会社法に定める社外要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従います。ただし、社外役員が当社の取引先に所属している場合等であっても、当社が定めた以下の軽微基準に該当する場合には、原則として独立性を有するものと判断します。
【取引先】 ・直近事業年度における当社(単体)の当該取引先(単体)への売上高が、当社(単体)の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当該取引先(単体)の当社(単体)への売上高が、当該取引先(単体)の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当社(単体)の取引先からの借入残高が、当社(単体)の総資産の2%未満であること。
【コンサルタント、専門家等】 ・直近事業年度において当社(単体)から役員報酬以外に受領する金銭その他の財産が、年間1,000万円未満のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)。
【寄付金等】 ・受領者が取締役または監査役個人の場合：当社(単体)から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間100万円未満であること。 ・受領者が取締役または監査役が所属する法人等(国立大学法人や学校法人等の場合、受領者が所属する学部や研究科とする)の場合：当社(単体)から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間1,000万円未満であること。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。